

別表十二(八)

「23」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

①

原子力発電施設解体準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	( )
	・	・		円

別表十二(八)

平三十・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

特定原子力発電施設の名称	1		期首原子力発電施設解体準備金の金額	18			
積立期間	2	昭平平	翌期	解体費用を支出した場合の益金算入額			
当期積立額	3	円			19		
積立限度額の計算	当期末の解体費用見積額	4	繰越金額	累計限度超過額			
	累計限度基準額 (4) × $\frac{90}{100}$	5			20		
	前期以前の損金算入額の合計額 (前期以前の(23)の合計)	6			繰越金額	その他の場合による益金算入額	
	前期以前の積立限度超過額の合計額 (前期以前の(11)の合計)	7					21
	前期以前の累計限度超過取崩額の合計額	8					計 (19) + (20) + (21)
計 (6) + (7) - (8)	9	22					
積立限度額 (5) - ((9) × $\frac{90}{100}$ ) × $\frac{\text{当期の月数}}{\text{当期以後の積立期間の月数}}$	10		当期積立額のうち損金算入額 (3) - (11)	23			
積立限度超過額 (3) - (10)	11		期末原子力発電施設解体準備金の金額 (18) - (22) + (23)	24			
			貸借対照表に計上されている原子力発電施設解体準備金	25			

「23」欄

原子力発電施設解体準備金の損金算入を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第57条の4第1項」※1又は「第57条の4第10項」※2
- ② 「区分番号」欄：「00197」
- ③ 「適用額」欄：「23」欄の金額

※1 ※2に該当するもの以外

※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

累計限度超過額の計算	前期以前の損金算入		の差額の明細	当期	当期に生じた差額の合計額 (11) + (27)	28			
	前期以前の累計限度超過額の合計額 (前期末までの(17)の合計)	15					前期以前分	前期末における差額 (前期の(26))	29
	差引原子力発電施設解体準備金の金額 (13) - (14) - (15)	16							
当期累計限度超過額 (16) - (12)	17								